

権力の移譲…香港の一九九七年返還を事例として

谷 垣 真理子

文明という用語から「四大文明」を連想する者は少なくない。東アジア地域で「権力と文明」を論じるならば、中国の伝統文明の脈絡で問題設定をするというのが自然な発想かもしれない。しかし、文明は伝統文明の枠内でのみ議論されねばならないのであろうか。文明を「人類が大自然のサイクルから離れて、独自の生活を組み立てる」ことと定義するならば、文明は一種の社会システムと考えることができる。「地球はひとつ」という言葉に象徴的なように、現代文明はほぼ地球規模に拡大している。程度の差こそあるものの、交通や通信の発達は、地球上に存在するヒトを現代文明という巨大な網のなかからめとっている。こう考えれば、現代社会で生起する事象は、すべてから現代文明の一現象としてとらえることが可能であろう。

本稿が扱おうとするのは、戦後の香港である。周知のように、香港はいまなお英領植民地である。第二次大戦後の植民地独立の潮流を考えれば、香港は過去の遺物的な存在である。「植民地で

ある香港が文明論のなかで扱われるのは、奇異である」という異議もあるだろう。しかし、香港が現代社会に帰属する以上、筆者は香港を文明論のなかで扱うことは可能であると考える。

さて、権力はどうのように定義されるであろうか。本稿ではひとまず「ひとが他者をその意思に反して行動させることができる」とき、そのひとは他者に対して権力を持つ⁽²⁾と考えることにする。権力のうち、他者に対する強制力を持つ政治権力を扱う。政治権力は権力の強固な一形態である。香港の場合、領域を統治する政治権力は現時点においては香港政府である。一九九七年に香港は中国に返還される。香港の政治権力は、現在の宗主国であるイギリスから「祖国」である中国に移譲される。戦後の国際社会において、香港返還は行動主体の帰属変更という珍しい例である。

以下、本稿では「権力と文明」の一つの事例として、香港返還の過程をみていきたい。

1 英領植民地における政治権力のありかた

通常、植民地と言えば、「搾取される原住民と苛酷な宗主国」という図式が浮かび上がるであろう。ただし、西欧諸国の植民地経営をふりかえると、二つのタイプのあることがわかる。⁽³⁾一つは通常の図式に近いタイプである。宗主国にとって、植民地は物資の供給基地として位置付けられた。物資とは、ゴムやさとうきびなどの農産物であったり、錫や銅などの鉱産物であったりする。植民地ではしばしば、現地住民から収奪した土地を基盤に大規模なプランテーションが経営される。現地住民は労働者として労役を提供する。この範疇に含まれるのが、インドネシアであり、マレーシアである。もう一つは、宗主国が植民地を貿易拠点として位置付けた場合である。植民地に求められるのは、物資の生産ではなく、貿易活動を行なう際に必要な各種サービスの提供である。植民地はしばしば交通の要衝に建設された。この範疇に属するのが、シンガポールであり、香港なのである。

英領植民地・香港の形成は清朝期の不平等条約体制にさかのぼる。香港は三段階を経て形成された。すなわち、第一段階は南京条約（アヘン戦争の終結条約…一八四二年）であり、香港島が割譲された。第二段階は北京条約（アロー号戦争の終結条約…一八六〇年）であり、九龍半島の先端部（現在の界限街以南）が割譲された。第三段階は一八九八年の新界（New Territories：九龍半島の基底部と二三五の島を含む付近の海面）の九九九年間の租借

である。イギリスの香港統治の根拠はこの三条約に求められる。香港島は割譲時に「岩だらけの無人の島」と形容されたように、割譲以前から香港に居住していた住民は僅かであった。⁽⁴⁾英領植民地・香港は対中貿易の橋頭堡として、ほぼ無人の土地に新規に建設された都市としてスタートした。

むしろ、英領植民地において、現地住民への差別的待遇が皆無であったわけではない。たとえば、香港島の山頂付近への中国人の居住は制限された。住民の政治参加は制限され、香港政治のトップには、英国女王に任命された香港総督（Governor）が立った。総督は香港の立法・行政・財政の各方面における唯一の権威であった。政治中枢は、日本の国会に相当する立法局（Legislative Council）と、内閣に相当する行政局（Executive Council）によって構成された。しかし、両局は総督の諮問機関にとどまり、その議員は基本的には総督の任命による委任議員であった。このような植民地行政を前提として、中国人は近隣地域から流入してきたのである。したがって、香港は現地住民を搾取する場所というよりはむしろ、さまざまな「利益の出会う場所」であった。香港のこの性格は、基本的に戦前と戦後を通じて一貫している。

しかも、戦後、香港はイギリス本国に対してかなりの程度の自由度を享受していた。返還問題が浮上するまで、香港は「中央政府」に対する「地方政府」として自立性を高めていた。確かに、戦後の植民地独立・自治権付与の潮流のなかで、一九八〇年代にい

たるまで住民の政治参加は厳しく制限された。イギリス本國から派遣された総督に政治権力は集中しつづけた。その一方で、香港の財政は一九五三年より本國財政から独立した。⁽⁵⁾香港は財政が欠損を出しても本國からの補填を受けないが、逆に本國に対して財政余剰を計上する必要はない。また、香港の戦後の工業化は、國際社会において香港を經濟実体たらしめた。對外事務は基本的に本國が掌握しているが、通商の分野に関しては、香港は一個の行動主体として機能している。たとえば、香港の GATT や APEC への参加はその例である。

内部的には、各種諮問委員会への中國人リーダーの登用により、香港政庁は間接的に民意を吸収するという手法をとってきた。⁽⁶⁾さらに、香港の返還問題が浮上すると、政治制度改革が始まった。一九八二年には地方行政レベルで直接選挙が実施され、九一年には、中央行政レベルでも直接選挙が実施された。各種選挙を通じて、香港の民主化を主張する民主派が勢力を拡張し、英領植民地・香港は返還を前にして、伝統的な植民地行政からますます脱却を図っている。

2 コミュニティーとしての香港

對中國貿易の橋頭堡として建設された香港は、大英帝國の一部でありながら、中國大陸との紐帯を維持しつづけてきた。南京條約の付帯條約は香港と中國大陸との自由な往來を許可した。香港はその誕生の時点から、格好の出稼ぎの場として、近隣の農村か

ら若年労働力を吸収しつづけた。中國大陸が動乱に見舞われた際には、避難場所として機能した。いずれにせよ、香港は彼らにとって、生を終える場所ではなく、仮の宿にすぎなかった。

しかし、戦後、大陸に共産党政権が誕生すると、中國と香港との關係は大きく変化する。戦後の冷戦構造のなかで、香港と中國との交流は制限され、香港は中國大陸とは異なる独自の歴史的發展を遂げるようになる。中國大陸から香港への流入者は、「故郷に錦を飾る」ことを夢見る出稼ぎ者ではなく、香港にとどまり生計を立てることを選んだ移民であった。一般に、戦後の流入者には、共産党政権下での生活を嫌って逃避してきた資本家が多い。このほか、中國共産党の革命から逃れてきた軍隊や警察、専門職の人々が多い。⁽⁷⁾

ただし、台湾と大陸との交流が断絶状態であったのに比べれば、香港と中國との交流は相対的に密であった。香港・中國間は通信が可能であり、大陸の家族や親戚宛てに送金することや物資を送ることは可能であった。旧正月や清明節（祖先の墓参り）には毎年、数多くの香港住民が大陸に里帰りした。

また、中國大陸からの移民の波は戦後も基本的には衰えなかった。中國と香港との自由往來が制限されてからも、ある者は政治的理由から、ある者は經濟的理由から香港へと密入境してきた。

香港政庁も一九八〇年まで「抵壘政策」を採用していた。⁽⁸⁾同政策は香港への密入境者であっても、無事に市街地に到着して親戚や友人と連絡をとることができれば、香港への居住権を付与すると

いうものであった。一九八〇年以後も、香港政庁は中国大陸からの合法移民を一定数に限り認めている。このため、香港ではつねに中国大陸からの移民の第一世代が存在する。一九九一年の人口センサスによれば、香港生まれの香港育ちの世代（土生土長世代）は全人口の五九・八％を占めるが、一九六五年の数字からあまり変化していない。南洋の海に隔てられたシンガポールで、戦後、中国大陸からの移民の供給が途絶えたのとは状況が異なる。

とは言うものの、土生土長世代が過半数を超えたことの持つ意味は大きい。戦後、香港社会では、広東語に立脚した香港大衆文化が形成されていった。学校教育の場では、政治思想教育が重視された中国大陸とは対照的に、英文教育が重視された。香港政庁の建設した公共団地では、異なる方言を話す集団が混住し、圧倒的多数を占める広東人の使う広東語が実質的な共通語となっていた。これは、「普通話（中国語標準語）」を共通語として、方言を排除する傾向のある大陸の言語状況とは異なる。土生土長世代にとって、香港は正に「家」であり、香港人意識が徐々に形成されていくのである。

香港人意識の発露は、まず一九七〇年代の学生運動に見られる。学生運動は、自分たちの「家」である香港社会の社会矛盾を深く認識し、社会改革の方向性を提示した。この萌芽は、一九七〇年代に中国の国際社会への復帰に伴う強烈な中国認識熱に凌駕された。しかし、七〇年代末からの香港返還問題の浮上と対中交流の増大は、再び香港人意識を顕在化していく。この二つの事象は、

香港の中国系住民に中国認識をきわめて具体的な形で迫った。「中国政府統治下の香港で自身がどのような生活を送りうるか」という問題提起は、改めて香港と中国との相違を住民に認識させることとなった。

中国と香港との相違の一つが、民主主義の問題である。英領植民地・香港で民主主義とは奇妙に聞こえるかもしれない。民主主義は民主化と自由化が一定程度達成されたときに成立する。民主化とは民主主義を実行する制度面の整備である。これに対して、自由化は言論の自由や報道の自由など、権力に対する異議申し立ての自由の保証である。

確かに、香港では選挙権の制限に見られるように、制度面の整備は遅れていた。しかし、「香港情報」と俗称されるように、親中国系から中立系、親政庁系、親台湾系までが自由に言論活動を展開して、多面的な情報が存在するのが、香港の身上である。言わば、香港は水面下の民主主義が成立している。香港が国際金融センターや物流センターとしての発展を指向している以上、現在の自由な情報環境が不可欠であるのはいうまでもない。

香港経済の現状を維持するため、ひいては自身の生活を防衛するため、返還後の香港における政治権力のありかたに住民は関心を持った。周知のように、中国の統治制度は個人的権威が法律に優越する人治の色彩が濃い。香港と中国の相違は政治権力の点からも、つよく意識されているのである。

しかも、対中交流の増大は、日常生活のレベルで双方の権力の

ありかたの相違を認識させる方向に作用している。たとえば、大陸に投資した香港商人は日常的に大陸の幹部や従業員と接触する。工場が香港に隣接する深圳・経済特区に移転したため、九広鉄道で境界を越えて通勤する香港住民もいる。さらに、大陸企業の香港進出に伴い、大陸幹部のもとで働く香港住民も増大してきた。日常的な問題解決手法から商慣行まで、「大陸人」と「香港人」との衝突は繰り返されている。

3 当事者不在の返還決定

植民地地とは言うものの、香港では自由化が進展し、独自のコミュニティが確立しつつあった。同時に中国大陸との社会的距離の存在が確認されていた。確かに、香港に居住する中国系住民は血統的には大陸の中国人と同根であったが、後天的に取得した文化は大いに異なるものであった。それにもかかわらず、香港の五〇〇万の住民の将来は自身の頭越しに中国とイギリスとの間で決定された。住民は自身の代表を交渉のテーブルへ送ることができなかった。

香港の将来をめぐる中英交渉の席上、中国側はイギリス側、とりわけ香港政庁の代表が香港の民意を反映することを認めなかった。「三脚論」という用語が香港政治を語る際に、しばしば使用される。「三脚」とは、中国・香港・イギリスの三者を指す。三者が関与することによって香港をめぐる中英関係は安定するといふ議論である。これに対して、中国は香港をめぐる中英関係とい

う椅子には、そもそも二本の脚しかないというのが中国側の主張である。言い換えれば、中国側の主張は、香港では民主主義的政治制度が採用されていない、したがって、香港の民意の代表は制度上存在しないというものであった。この結果、香港の民意は中国が代表するというのが中国側の主張であった。

しかし、皮肉なことに、中国政府に対する香港住民の反応は必ずしも芳しくない。香港政庁とイギリス政府、中国政府の三者に対する信頼感についての社会調査によれば、三者のうち、中国政府に対する信頼感がとびぬけて低い。¹³ 香港返還は「汚辱にまみれた植民地からの解放」であり、香港住民は植民地から解放されるべき「同胞」であった。しかし、現実には「同胞」は「祖国」への復帰を手放して喜ぶ状態ではなかった。

この傾向は中英交渉の後も続く。最近では、クリストファー・パットン総督の政治制度改革案をめぐる議論にその傾向が見られる。英領植民地としての歴史の終焉を目前にしてパットン総督は一層の民主化の進展を打ち出した。これに対して、中国側は態度を硬化させた。事態の解決は同総督の政治制度改革案をめぐる中英交渉に棚上げされた。再び香港住民の頭越しに重要な決定が行なわれようとしている。

問題は一九八二年から八四年にかけての中英交渉時と異なり、現在の香港には民意の代表と呼ばれるべき人々が存在することである。国政レベルとも言える立法局にも、一九九一年に直接選挙制度が導入された。パットン総督が政治制度改革案を提出した時

点では、すでに香港住民の民意の洗礼を受けた議員が存在したという点である。それにもかかわらず、中国側は依然として「三脚論」を否定している。中国側の論点は二つある。第一に、立法局は総督の諮問機関であり、機能上から香港住民の民意を反映できない。第二に、一九九一年立法局選挙の投票率は低調であり、投票結果が香港住民の民意の反映であるとは言いがたい。いずれにせよ、このような態度は中国の政治権力に対する一つの概念が浮かび上がらせる。それは、現在の中国における政治権力は万全のものであり、権力に対するチェック・アンド・バランスを容認しないということである。

これは、最終的には「一国家二制度」に対する疑念を不可避的に想起する。中国側には「一国家二制度」を経済制度についても適用する姿勢が読み取れる。しかし、繁栄を誇る香港の経済制度も経済制度のみにその源が求められるものではない。経済制度と密接不可分な社会環境、すなわち広い意味での政治制度に支えられている。中国側の政治権力のありかたが、香港の現状を大きく変革するものであれば、香港住民の不安は増大し、円滑な香港返還が阻害されることになるであろう。

4 香港返還からみた「権力と文明」

以上のように、香港の返還問題が通常の植民地解放の枠組みでとらえられないのであるが、香港住民という当事者不在のまま、つぎつぎに一九九七年に向けて事項が決定されていく。一九八四

年の中英共同声明発表後、香港特別行政区基本法（返還後の香港の小憲法）から香港新空港建設、パッテン総督の政治制度改革案にいたるまで基本的に交渉のテーブルに上ったのは、中国とイギリスである。香港には確かに領域を統治する政治権力が存在する。それは中国とイギリスの両者によって掌握されている。

香港のコミュニティーは、このような事態の進展に対して暴力的手段に訴えてまでの抵抗を見せていない。直接選挙制度は英領植民地の歴史の最終段階において導入されたが、それは整然と実施された。メディアでは、一九九七年の返還の到来とともに香港はゴーストタウンになるとのシナリオが宣伝されるが、一九九七年に向けて香港は過渡期を予定通り消化している。

一般に、中英共同声明の発表以降、憂うべき貯産を持つ資本家は資産の分散を図ると同時に、自身も早々と外国パスポートを取得したと言われる。また、一九八〇年代はじめに海外への移民は年間二十万人ほどであったが、八七年には三万人に上昇し、天安門事件後の九一年には六万人となり、九二年も六万人以上が見込まれている。海外への移民に占める専門職、技術者、管理職などの中産階層の割合は高く、九二年の海外移民のうち三分の一強を占めた¹⁴⁾。中産階層には中英交渉の進展に対して無力感がつよいとされる。しかし、実際には海外に移民できるのは、住民の一部にすぎない。前述の社会調査によれば、「九七年までに移民するつもりだ」と答えたのは、一〇%にも達せず、実際に外国居住権を獲得しているのは五%にも満たなかった¹⁵⁾。一九九七年以降も、大部

分の住民は引き続き香港に居留するのは確実である。

少なくとも、香港の経済発展は続き、香港全体として危機的様相を呈していない現在、香港の事例は紛争解決の手段として成功事例に分類できよう。むしろ、問題は一九九七年返還後に香港がいかに中国国家のなかで自身を位置付けるかということにある。

現在、香港と中国大陸との交流が進み、経済的相互依存関係の深まりはしばしば指摘される場所である。しかし、香港がイギリス統治下にある以上、香港は中国の国内とは明らかにシステムが異なる。しかも、異なったシステムを基盤として独自の文化を醸成し、香港という名のコミュニティを形成している。中国対香港という交渉の図式から見ると、香港は確かに中国の劣位に立つ。ただし、香港を中国のなかの一地方として見ると、現在中国の他のどの都市もが享受していないような自主性を享受している。地方が中央に対して独自のアイデンティティを保持することは、ヨーロッパ社会において珍しいことではないかもしれない。しかし、現代の中国文明は「地方」が独自性を維持することに対して、「中央」はつよい抵抗感がある。

返還後、当然のことながら、香港の中国大陸への統合が本格化するであろう。香港住民に対しては、「イギリス海外国民」から「中国国民」への意識の変化が求められる。しかし、同じ血統をもちながらも、異なった文化基盤を持つという「地方」に対して、中国もまた従来とは異なる「中央—地方」関係の構築を求められるであろう。一方、中国は国内的にも地方の地位が相対的に強化

される傾向にある。中国経済は高い成長率を維持しているが、成長の中心は沿海諸省である。香港の「中華人民共和国」への参入が「中央—地方」関係にどのような影響を与えるか、今後の展開に興味がもたれる。

注

- (1) 杉山文彦「中国文明における都市の立場」(『文明研究』一九九二年、第一〇号)五四頁。
- (2) 阿部斉・内田満編『現代政治学小辞典』、有斐閣、一九七八年、七二頁。
- (3) 加藤裕三『東アジアの近代』、講談社、一九八五年、五〇—五二頁。
- (4) *Hong Kong 1998, Hong Kong Government Office*, pp. 388. 同書によれば、香港の割譲初期において、香港島には約三、六五〇人が居住していたほか、水上生活者が約二、〇〇〇人ほどいた。
- (5) 外務省アジア局中国課編『世界各国便覧叢書「アジア編」香港・マカオ』国際問題研究所、一九八二年、六〇頁。
- (6) 金耀基「行政吸納政治：香港政治的模式」(邢慕寰・金耀基(編)『香港之發展経験』、一九八五年、中文大学出版社)三—一九頁。
- (7) 沢田ゆかり「アジアの結節点・香港」(小島麗逸編『香港の工業化』アジア経済研究所)、二五六—二五七頁。
- (8) 『香港一九八一年』、香港政府、一一六頁。一九七四年より実施。それ以前は中英境界を無事通過した者には、すべて香港への居住権が認められていた。

- (9) 『一九九一年人口普查簡要報告』、香港、政府統計処、一九九一年、二九頁。
- (10) 辻伸久「香港の言語問題」(可児弘明編『香港および香港問題の研究』、東方書店、一九九一年)、一六〇頁。
- (11) 加々美光行「民主主義浮上の道—過渡期の香港・台湾」(『中国研究月報』総四四五号、一九八五年三月)、五〇—二二頁。
- (12) 蒲島郁夫『現代政治学叢書六 政府参加』、東大出版会、一九八八年、二一—四頁。若林正文『台湾—転換期の政治と経済』、田畑書店、一九八七年、一七—二四頁。
- (13) Lau Siu-kai, Kuan Hsin-chi, Wan Po-san "Political Attitudes" in Lau Siu-kai, Lee Ming kwan, Wan Po-san, Wong, Siu-lun (eds.), *Indicators of Social Development: Hong Kong 1988*, The Chinese University of Hong Kong, 1991, pp. 199-200.
- (14) *Hong Kong 1993*, op. cit., pp. 388.
- (15) Lau Siu-kai, Kuan Hsin-chi, Wan Po-san, op. cit., pp.179-200.